

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 内閣官房長官, 総務大臣,
財務大臣, 厚生労働大臣

乳児用液体ミルクの国内販売に向けた法改正に関する意見書

粉状ではなく液状でパッケージされ、そのまま赤ちゃんに飲ませることができる乳児用液体ミルクは、欧米など海外ではスーパーやドラッグストアで簡単に手に入ります。無菌充填されており、粉ミルクの製法では取り除けない細菌が液体ミルクでは滅菌できていることから、WHOでは新生児や高リスクの赤ちゃんに人工乳をあげる場合は粉ミルクよりも液体ミルクが望ましい、とされています。

しかし、日本国内では、食品衛生法の中の乳製品について定めた省令（乳等省令）で、乳児用ミルクの品目名が「乳児用調整【粉】乳」なので、液体ミルクはここに当てはまらないため、粉ミルクを使用せざるを得ません。

そのため、乳児にミルクを与える際には、哺乳瓶を洗浄し、熱湯、薬剤、蒸気などで消毒、ミルクを計量し哺乳瓶に入れ、70度以上のお湯でミルクを溶かし、衛生的な水を足して適温に調整するという手順を踏まなければなりません。また、出かけるともなれば、消毒済み哺乳瓶を2から3個、粉ミルク、お湯を入れた魔法瓶、水という重くてかさばる調乳セットを持ち運ぶことになります。

それに比べて、液体ミルクは個包装なので衛生的でかさばらず、調乳済みで、室温のまま飲ませることができ、乳児が泣いたらすぐにあげられるので、育児負担を軽減させることにもつながります。

さらに、災害時においては、ストレスや体調不良で母乳が出なくなってしまうケースがあり、避難所で、また自宅であっても、水や電力が安定的に使えない状況で哺乳瓶を洗って消毒し、お湯を沸かして調乳する作業は、大きな困難を伴います。乳児が母乳もミルクも飲めない状況が長く続けば、死に直結する恐れがあります。

以上の理由から乳児用液体ミルクの国内販売に向けた法改正を早期に行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

常 総 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣，厚生労働大臣